

## 選挙時に新型コロナウイルス感染症対策を実施します

～投票所では感染症対策、自宅療養中の方には郵便での投票をご案内します～

10月31日に予定される衆議院議員総選挙に際し、選挙人の皆様に安心して投票に来ていただけるよう、投票所での新型コロナウイルス感染症対策を実施します。

また、本年6月から、選挙期間中に新型コロナウイルス感染症により自宅等で療養されている方も、郵便で投票ができるようになりました。相模原市では、自宅で療養をされている方が郵便投票制度を利用しやすいように、郵便投票に必要な請求書等一式をお送りする取組を実施します。

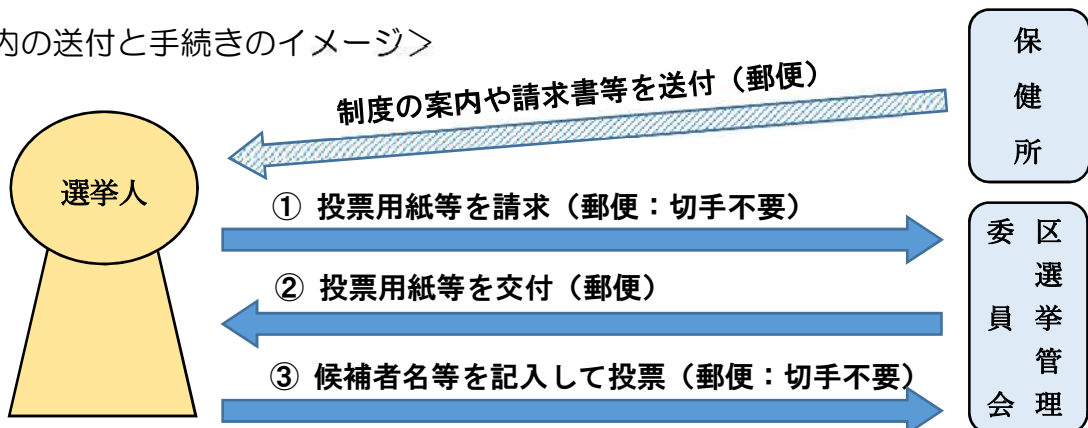
### 1 投票所での感染症対策（別紙 標準的な投票所の感染症対策モデルもご覧ください）

- ・ 受付の順番を待つ際に十分な間隔を確保します（間隔を示すテープの表示）
- ・ 入口と出口にアルコール消毒液を設置します。
- ・ 鉛筆の使いまわしによる接触感染を防止するため、樹脂製の鉛筆を一人ひとりに配布します。（ご自宅等から鉛筆をお持ちいただくこともできます）
- ・ 受付等に飛沫感染を防止するための段ボールパーテーションを設置します。
- ・ 室内の換気を定期的に行います。（最低1回/1時間、可能な施設は常時換気）
- ・ 投票記載台を定期的に消毒します。（1回/1時間程度）
- ・ 選挙事務従事者は事前に検温し、マスク及び手袋を着用します。

### 2 自宅で療養されている方へ郵便投票をご案内

自宅で療養されている方が、郵便で投票をするためには、お住まいの区の選挙管理委員会に投票用紙の請求を行う必要がありますが、選挙管理委員会と保健所が連携し、郵便投票の対象になると思われる方へ、郵便投票制度の案内とともに請求に必要な書類等一式を、保健所からご自宅へ郵送します。

<案内の送付と手続きのイメージ>



問合せ先

担当 市選挙管理委員会事務局  
電話 042-769-8290

